

私道等共同排水設備助成要綱

令和3年11月1日

西宮市下水道部

私道等共同排水設備助成要綱

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、既存建物から排水される下水を公共下水道に流入させるために私道等に共同排水設備を設置する者に対して助成し、又は市が設置することにより本市公共下水道の利用促進を図ることを目的とする。

(助成の対象区域)

第 1 条の 2 前条の助成又は市の設置工事の対象は、西宮市水洗便所等改善資金助成条例（昭和44年西宮市条例第63号。以下「助成条例」という。）第 2 条各号に掲げる区域とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、西宮市下水道条例（昭和34年西宮市条例第 9 号。以下「条例」という。）第 2 条に規定するもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）第 2 条第 1 項に定める道路以外の道路又は通路であって、当該土地の所有者（以下「私道所有者」という。）が個人又は私法人であり、かつ、一般の通行の用に供されているものをいう。ただし、当該私道の入口に門扉その他これらに類するものが設置され、宅地の一部と認められるもの及び社宅等の敷地内のものは除く。
- (2) 私道下水道 市が、この要綱に基づき、私道に下水道を設置し、維持管理を行うものをいう。
- (3) 排水設備等 条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する排水設備及び特定排水施設をいう。
- (4) 共同排水設備等 共同利用することを目的に私道又は宅地内に設置する排水設備等であって、私道下水道以外のものをいう。
- (5) 最終柵 私道下水道の一部として使用建物の敷地内に設置される公共柵及び共同排水設備等の一部として設置される宅地内最終柵をいう。
- (6) 宅地内排水設備等 下水を使用建物から、私道下水道又は共同排水設備等の一部として設置された当該使用建物の敷地内の最終柵に流入させるための排水設備等をいう。
- (7) 使用建物 私道下水道又はこの要綱により助成を受けて設置する共同排水設備等を使用して下水を排除すべき建物をいう。
- (8) 使用者 使用建物の所有者又は使用者をいう。
- (9) 共同住宅 第32回全国幹事行政庁連絡会議（昭和55年）において定義された

単体規程で、2以上の住戸又は住室を有する建築物で廊下、階段等の共有部分を有するものをいう。

(10)棟 使用建物の棟数で、屋根、外壁等相接する部分が構造上及び用途上明確に分離されているものをいう。

第2章 私道下水道

(私道下水道の設置)

第3条 私道下水道は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、使用者の申請に基づき予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 当該私道の幅員が1.8m以上であり、かつ、道路としての区画形質を有していること。
 - (2) 使用建物が5棟以上あり、かつ、その大部分の建物において私道下水道設置後直ちに宅地内排水設備等を設置する予定であること。
 - (3) 私道下水道の設置及び維持管理のため必要な当該道路の使用権を西宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が無償で取得することについて、私道所有者の全員が承諾していること。
 - (4) 当該私道及び使用建物の敷地である土地に対して課された西宮市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和47年西宮市条例第13号）第1条に規定する受益者負担金（以下「受益者負担金」という。）に滞納がないこと。
 - (5) 助成条例第2条第2項に掲げる区域（以下「特定促進区域」という。）にあつては、条例第11条第1項に定める管理者の許可を受けていること。
- 2 管理者は前項の規定にかかわらず、公益上特に必要と認める私道については、私道下水道の設置及び維持管理に支障がないと認めるときは、前項第1号、第2号及び第4号の要件を緩和することができる。

(私道下水道の維持管理)

第4条 私道下水道の維持管理は、管理者が行う。

- 2 私道所有者は、前項の維持管理に関して次の各号に掲げる義務を負う。
 - (1) 私道を第三者に譲渡するときは、譲受人に対し、前条第3号に定める管理者の私道使用権を承継させなければならない。
 - (2) 私道下水道の使用に関し新たに条例第10号の2に規定する排水施設の計画についての管理者の確認（以下「排水施設計画確認」という。）又は条例第19条に規定する排水設備築造についての管理者の承認（以下「排水設備築造承認」という。）があつたときは、管理者又は当該申請者が行う工事について正当な理由がなくこれを拒んではならない。
 - (3) 私道下水道を変更又は廃止しようとする者は、私道下水道の使用者及び利害関係人の同意書を添え、管理者の承認を得なければならない。この場合におい

て、当該変更又は廃止に要する費用は、その変更又は廃止しようとする者が負担しなければならない。

(私道下水道の設置申請)

第5条 私道下水道の設置申請は、代表者を定め、使用者全員が共同でしなければならない。

2 前項の申請は、私道下水道設置申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出することにより行うものとする。

(1) 私道下水道設置及び土地使用承諾書

(2) 西宮市下水道条例施行規程（平成26年西宮市上下水道局管理規程第15号以下「規程」という。）第4条に規定する使用者の排水施設計画確認届出書又は規則第6条に規定する使用者の排水設備築造確認届出書（以下「排水設備等築造確認届出書」という。）

(3) その他管理者が必要と認める図書

3 管理者は、前項の申請書等の提出があったときは、必要な調査を行い、私道下水道の設置の可否を決定し、私道下水道設置（承認・却下）通知書により代表者に通知するものとする。

(私道下水道の設置工事)

第6条 管理者は、前条第3項の承認をしたときは、当該私道下水道の設置工事を施工するものとする。

2 前項の設置工事に伴う復旧工事は、原則として原形復旧とする。

3 前条第2項第2号の排水設備等築造確認届出書を提出した使用者は、私道下水道設置工事完了後、速やかに宅地内排水設備等の設置工事に着手しなければならない。

(既設共同排水設備等の寄附)

第7条 管理者は、共同排水設備等で、私道下水道布設取扱要綱（昭和62年4月1日施行）の施行日前に設置し、かつ、第3条第1項第2号中「直ちに宅地内排水設備等が設置されること」とあるのを「既に宅地内排水設備等が設置されていること」と読み替えた場合において、同項各号の要件を満たすもの（以下「既設共同排水設備等」という。）の寄附を受けたときは、当該既設共同排水設備等を私道下水道とみなして、第4条の規定を適用するものとする。

(寄附申請)

第8条 前条の寄附申請は、代表者を定め、当該既設共同排水設備等の設置者全員が共同でなければならない。

2 前項の場合において申請者は、既設共同排水設備等寄附申請書に次に掲げる書

類を添えて管理者に提出するものとする。

- (1) 既設共同排水設備等寄附承諾書
- (2) 土地無償使用承諾書
- (3) その他管理者が必要と認める図書

3 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、既設共同排水設備等の寄附受諾の可否を決定し、既設共同排水設備等寄附受諾(承認・却下)通知書により代表者に通知するものとする。

4 既設共同排水設備等の所有権は、前項の承認の日に市に移転するものとする。

第3章 共同排水設備

(共同排水設備等の設置助成)

第9条 管理者は、私道又は区分所有された共同住宅の敷地内若しくは自然流下によって汚水を排除することが困難な宅地内に共同排水設備等を設置する者があるときは、当該共同排水設備等が次の要件を満たしている場合に、予算の範囲内でその設置費用を助成することができる。

- (1) 使用建物が2棟以上であるか又は区分所有された共同住宅であり、かつ、大部分の建物において共同排水設備等設置後直ちに宅地内排水設備等を設置する予定であること。
- (2) 共同排水設備等の設置について、当該共同排水設備等を設置する私道又は宅地(以下「私道等」という。)の所有者全員の承諾を得ていること。
- (3) 私道等及び使用建物の敷地である土地に対して課された受益者負担金に滞納がないこと。
- (4) 分流処理区域において私道に共同排水設備等を設置する場合にあっては、私道の幅員が雨水及び汚水の2系列の排水設備等を設置できるものであること。
- (5) 特定促進区域内にあっては、条例第11条第1項に定める管理者の許可を受けていること。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、公益上特に必要と認めるときは、同項第1号後段、第2号及び第3号の要件を緩和することができる。

(共同排水設備等の維持管理)

第10条 共同排水設備等の維持管理は、使用者が行うものとする。

2 使用者及び私道等の所有者は、前項の維持管理について次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 使用者に異動があったときは、新たな使用者に当該共同排水設備等の維持管理の義務を承継させなければならない。
- (2) 共同排水設備等の使用に関し新たに排水施設計画確認又は排水設備築造承認があったときは、当該申請者が行う工事について正当な理由なくこれを拒んで

はならない。

- (3) 共同排水設備等を変更又は廃止しようとする者は、共同排水設備等の使用者及び利害関係人の同意書を添え、管理者の承認を得なければならない。この場合において、当該変更又は廃止に要する費用は、その変更又は廃止しようとする者が負担しなければならない。

(共同排水設備等の助成申請)

第11条 共同排水設備等の助成申請は、代表者を定め、使用者全員が共同でしなければならない。

2 前項の申請は、共同排水設備等助成申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出することにより行うものとする。

- (1) 共同排水設備等工事設計書
- (2) 使用者の排水設備等築造確認届出書
- (3) その他管理者が必要と認める図書

3 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、共同排水設備等助成の可否を決定し、共同排水設備等助成（承認・却下）通知書により代表者に通知するものとする。

(共同排水設備等の助成金の額)

第12条 共同排水設備等の助成金の額は、共同排水設備等の設置及び原形復旧を行う工事について、管理者が別に定める標準設計に基づき算出された額の範囲内の額とする。

(共同排水設備等の設置工事)

第13条 第11条第3項の共同排水設備等助成承認通知書を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、遅滞なく当該共同排水設備等設置工事をしなければならない。

2 前項の工事は、助成条例第13条第2項に規定する排水設備指定業者に施工させなければならない。

(共同排水設備等の竣工検査等)

第14条 助成決定者は、共同排水設備等設置工事完了後直ちに竣工届を提出し、管理者の検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査の結果、別に定める基準に適合する場合は、竣工検査合格通知書により代表者に通知する。

3 第11条第2項第2号の排水設備等築造確認届出書を提出した使用者は、前項の竣工検査合格通知を受けた後速やかに宅地内排水設備等の設置工事に着手しなければならない。

(助成金の交付)

第15条 管理者は、共同排水設備等設置工事が前条第1項の検査に合格した後、共同排水設備等の助成金の額を決定し、代表者に交付する。

2 管理者は、次の各号の一に該当するときは、第11条第3項の助成の承認を取り消し、交付済の助成金を返還させることができる。

(1) 助成決定者が不正な方法により助成金を受けたとき

(2) 申請に重大な虚偽があったとき

(3) 助成決定者が正当な理由がなく前条第3項の工事に着手しないとき

第4章 補 則

(適用の制限)

第16条 この要綱は、法第9条第1項の規定による処理区域の公示がなされた日から起算して3年を経過した区域には適用しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

(様式)

第18条 この要綱に規定する書類の記載事項等は、別表に掲げるところによる。

付 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

2 私道等共同排水設備助成要綱（平成9年4月1日施行）は廃止する。

3 旧私道等共同排水設備助成要綱に基づき設置した私道下水道及び助成した共同排水設備は、それぞれこの要綱に基づき設置した私道下水道又は助成した共同排水設備等とみなす。

付 則

この要綱は、令和3年11月1日から実施する。